

陳情番号	件	名
第 11 号	厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決に関することについて	
受理年月日		
5.8.7		

陳情の趣旨

趣旨

厚木基地に係る住宅防音工事補助対象区域に関し、

① 80W 及び 75W 区域内に所在する「逆転現象を伴う告示後住宅※」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと

② 区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと

の2つの点を、国に強く求めて頂きたい。

※ 告示後住宅

昭和 61 年 9 月 10 日に告示された住宅防音工事補助対象区域内（いわゆる従来地区）に所在する、昭和 61 年 9 月 11 日以降平成 18 年 1 月 17 日までに建てられた住宅。

基地から遠く騒音度が低くても助成対象になる区域内（いわゆる拡大地区）の住宅と同時期に建てられ、より基地に近く騒音度が高いにもかかわらず、85W 区域内を除いては、現在に至るまで助成対象とされていない。

理由

厚木基地周辺の航空機騒音に関しては、空母艦載機の移駐によってその程度が低減されており、これもひとえに相模原市議会議員各位のご尽力の賜物として、まずは感謝を申し上げる次第です。

この騒音の減少傾向を踏まえ、国は、令和4年度から騒音測定を開始しました。

令和5年度も引き続き測定を実施中であり、その後コンター線を作成し、令和6年度以降早期での補助対象区域の見直し（再告示）を目指しています。

しかしながら、この見直しに関しては、国として、事前に解決すべき「80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅の解消」という大きな問題が存在しております。

平成18年1月17日の告示は、それまでと同様に追加告示方式で行ったため、過去には一旦解消された「逆転現象を伴う告示後住宅」を再度発生させました。

これについて、私共「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」では、空母艦載機移駐前の平成26年10月、相模原市議会に陳情をさせて頂き、ご採択を戴いた上、国に意見書を提出し、強く要望して頂いたところであります。

また、平成31年1月からは、告示後住宅所在区域内の住民の方々を対象に、その即時解消等を求めるための署名活動も行い、同年（令和元年）7月、防衛省本省及び南関東防衛局に、約5千6百名分の署名簿を提出するなど、その解決を継続的に求めてまいりました。

しかしながら、市議会をはじめ地元自治体や住民からの前述のような長年にわたる要請に対し、国からは、いまだ具体的な解消策が一向に示されておられません。

さらに、このままでは、騒音が減少傾向にあるという単純な理由だけで、指定再告示方式による区域見直しにより現在の補助対象区域が大幅に縮小され、それにあわせ、棚晒し状態となっている告示後住宅が根こそぎ「切り捨てられる」恐れさえ生じてきております。

これはあまりにも不合理であり、区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策が必要不可欠と考えます。

空母艦載機の移駐により、日常的な騒音は確かに減少しておりますが、硫黄島悪天候時の FCLP 実施の可能性など、米軍に提供されたままの厚木基地については、周辺住民が何の前触れもなく激甚騒音に晒される恐れの下にある状態が、常時続いております。

このような現状に鑑み、住民への直接の救済策である住宅防音工事、とりわけ空母艦載機の移駐完了まで最長で32年間（昭和61年～平成30年）も受認限度を超える騒音の被害を受け続け、今後も騒音に晒される「80W及び75W区域内にある逆転現象を伴う告示後住宅」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すとともに、区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め関係住民に対し理解を得るための丁寧な説明を行った上で進めることを、国に強く求めて頂くよう、お願いする次第であります。

陳情番号	件名
第 12 号	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現を求めることについて
受理年月日	
5.8.8	

陳情の趣旨

1. 陳情趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- (2) ゆきとどいた教育を実現するために、小学校の 35 人学級を計画的に進め、中学校での 35 人学級を早急に実現するとともに、教職員の定数拡充、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (3) 教員の未配置を解消し、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、教職員の労働条件を改善すること。

2. 陳情理由

今、義務教育に求められているのは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、2006 年から国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、地方自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われており、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国各地に住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちのゆたかな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備の時間の十分な確保にむけ、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制基準が 2025 年度までに段階的に 35 人に引き下げられますが、その必要性は中学校においても変わらないことから、中学校を含めた実現が必要です。

相模原市においては、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」および「学校現場における業務改善に向けた取組方針取組事項実施スケジュール」に基づき、「学校現場業務改善推進会議」において長時間労働是正に関わる議論が行われ、教育委員会を中心に具体的な取組がすすめられていますが、相模原市の教員の超過勤務時間の実態調査（令和 4 年度）によれば、月平均で小学校 39 時間 43 分、中学校 47 時間 48 分となっており、長時間労働の是正には至っていません。

「長時間労働など過酷な労働環境」等によって教員志望の学生は年々減少傾向にあります。受験者数減等の理由から、学校現場において「教員の未配置（教員不足）」が発生し、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われているとは言い難い状況があります。

未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場において、「使命感」や「献身性」に依拠しないためにも、教職員の長時間労働是正は子どもに寄り添い向き合う時間の確保のために重要であり、小学校の 35 人学級の段階的な実施にあわせた教職員定数の実質的な増員や専門スタッフの拡充は欠かせません。さらには、「教員の未配置」など、あってはなりません。

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2024 年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 13 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為自粛について、市の対応を求めることについて
受理年月日	
5.8.9	

陳情の趣旨

<陳情の趣旨>

次の3点について、市に求めていますよう、陳情します。

- ① 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなど指導、徹底をお願い致します。
- ② 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうか、職員に寄り添った調査・確認をお願い致します。
- ③ 庁舎管理規則等に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報を探る執務室内に許可なく立入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようお願い致します。

<陳情理由>

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されています。

各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態と考えられます。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気があることか、想像に難くありません。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。

我が相模原市においては、議会基本条例第6条が改正され「2 議員は、その地位を利用した嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為のほか、個人としての尊厳又は人格を不当に傷つける行為を厳に慎むものとします」と記されています。他市調査結果を踏まえると、庁舎内における政党機関紙勧誘はこれに該当する疑いが強いものと考えますので、相模原市庁舎で問題がないのかどうか実効性ある調査によって、住民の不安の解消をお願い致します。

陳情番号	件名
第 14 号	現行の（紙の）健康保険証の存続を求めることについて
受理年月日	
5.8.14	

陳情の趣旨

【陳情項目】

2024 年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。

【陳情の理由、経緯など】

6 月 2 日、番号法等改正法案が成立し、同月 9 日に公布されました。これにより、2024 年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡る、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が 7 割超、保険証廃止への反対が 5～6 割という結果を示しています。

特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1 回目）では、トラブルを経験したとの回答が 7 割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約 6 割あり、「無効」を理由に一旦 10 割負担を求めたケースが 7% ありました。2 回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が 15% あったことも明らかになりました。

そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要不可欠な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険を孕んでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、現行の（紙の）健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴市におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	件名
第15号	香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査の実施等を求めることについて
受理年月日	
5.8.16	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

今年7月12日と8月2日、NHKは朝の番組で、香害と化学物質過敏症に苦しむ子どもたち取材しました。8月9日にもラジオ番組「NHKジャーナル」に専門家を招くなど、相次いで放送しています。

化学物質過敏症は誰にでも発症の可能性があること、そのきっかけに香害があることが報道されました。被害の増加に伴い、香害は社会問題として認知度、注目度が上がりつつあります。

級友や教師が発する香り(柔軟剤や消臭洗剤・シャンプー等パーソナルケア用品の香料、徐放剤)によって起こる体調不良のために登校できない子どもの苦痛とその後の影響は見過ごせない問題です。

また読売新聞オンラインは6月22日、兵庫県宝塚市教育委員会が実施した香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査について報じています。アンケートの結果を受けて給食着の個人持ちを許可、香料自粛を啓発するとしています。

しかし、周囲の人による配慮には限界があります。香害や^{化学物質}科学過敏症に正しい知識がない状態では、特殊な人たちだけの問題であるという誤った認識に陥りがちです。他人ごとであるという無関心の中ではいくら啓発をしても、効果は期待できません。

自治体から正しい知識を継続的、効果的に提供していかなければ香料使用者、香害被害者双方につらい誤解や無^用憂な軋轢を生んでしまいます。まずは、現状を把握することが必要だと思われます。

相模原市でも宝塚市と同様に、香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査を実施していただきたいと思います。

については、下記事項について市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

よろしくお願い申し上げます。

記

1 市内の小中学校の児童生徒と保護者を対象として香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査を実施すること。

2 上記1で実施したアンケートの結果を公表すること。予防原則の考え方を取り入れて、従来よりも進んだ啓発活動を発案し、学内で実施すること。

陳情番号	件名
第 16 号	現行健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求めることについて
受理年月日	
5. 8. 22	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

現行健康保険証の存続を求める意見書を国に対して提出していただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

2023年6月2日、「健康保険証廃止を含む番号法等改定法案」が可決成立しました。^正マイナンバーカードに健康保険証を組み込んだ、いわゆる「マイナ保険証」の普及のため、^{マイ}2024年秋からこれまでの紙による健康保険証を原則廃止するとしています。

しかし、マイナ保険証のトラブルは全国的に多数発生していることが連日報道されています。マイナ保険証に別人の個人番号が登録されているとか、負担割合が誤って登録されているなどの事例が多数に上ることが明らかにされ、国民の不安が広がっています。

厚労省は、マイナンバーカードを取得しない人に対しては保険証の代わりに「資格確認書」を発行するとしていますが、その発行・更新の手続きは、被保険者にも保険者にもこれまでなかった負担を押し付けることになりかねません。そして保険料を支払っている場合でも、手続きを失念した場合などは、医療機関の窓口で資格喪失や無保険の扱いとなることも危惧されます。医療機関にも多大な負担を押し付けることになりかねません。必要な医療を誰もが受けることができるものとしてつくられてきた「国民皆保険制度」の根幹が揺るぎかねません。

マイナ保険証に対する国民の不安・不信は高まっており、「現行の保険証を廃止しないで」という市民の声は切実です。マイナンバーカードの取得は任意という原則からもこれまでの健康保険証の廃止は妥当なものではありません。

以上の点から、国に対し、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求めるものです。

陳情番号	件名
第 17 号	従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出について
受理年月日	
5. 8. 23	

陳情の趣旨

1. 陳情の要旨

国に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

6月2日、「健康保険証廃止を含む番号法等改定^正法案」が採決~~強行~~され、可決・成立しました。マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしています。

しかし法案成立後も、資格確認ができない、他人の医療情報が紐づいている等のトラブル事例が連日報道されています。その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが数多くあったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっています。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしています。これまで市町村や後期高齢者医療広域連合、各健康保険組合などの保険者が、被保険者全員に健康保険証を発行、送付していました。資格確認書は、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手続を強いられることとなります。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念されます。

そうした中、6月20日付で厚労省に対し、神奈川県・市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合の連名による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されました。要望書では、『資格確認書』の交付については、医療保険者が申請勧奨によらずとも、交付対象者を抽出し、交付できる仕組みとする」として、「資格確認書」を被保険者全員に交付できることを要望しています。6月21日には、座間市議会が国に提出する「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書」を採択しました。

マイナ保険証への国民の不安・不信は高まっており、「健康保険証は廃止しないで」という県民、市民の声は切実です。マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではないと考えます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳情番号	件名
第 18 号	相模原市職員不祥事に関することについて
受理年月日	
5. 8. 24	

陳情の趣旨

次の2点を市に対して求めて頂きますよう陳情いたします。

- ① 職員の不祥事に対する管理監督責任と市民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に特別職の給料減額措置
- ② 職員の不祥事撲滅に向けた再発防止策(コンプライアンス教育など)

陳情の理由

このところ、職員による不祥事が相次いでおり、信用の失墜が懸念されている。社会的信用の回復と再発防止策は不十分であり、相模原市民として非常に遺憾である。

以上の理由から陳情いたします。